第明治三十五種郵便物認可　三十一日　二十五年三月　三種郵便物認可

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において農林水産省地方農政局の一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和２年11月２日

東北農政局長　内田　幸雄
関東農政局長　幸田　　淳
北陸農政局長　岩濱　洋海
東海農政局長　朝倉　健司
近畿農政局長　大坪　正人
中国四国農政局長　塩屋　俊一
九州農政局長　横井　　績

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04、11、17、23、26、33、43

1　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、その他工事

⑵　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2　申請の時期

令和３年度当初からの資格付与を希望する者は、

⑴　インターネットの場合　令和２年12月１日から令和３年１月15日までの間（令和２年12月29日から令和３年１月３日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く９：00～17：00））に、建設工事契約の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、測量・建設コンサルタント等契約の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　郵送の場合（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）　令和２年12月１日から令和３年１月15日（当日消印有効）までの間に郵送（簡易書留に限る。）すること。

なお、持参による申請は廃止している。

また、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　インターネットを使用して申請をする場合は、上記２の⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和２年11月２日から令和２年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和２年11月２日から令和３年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、上記２の⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに以下の⑵の②のエからキまでに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送（書留郵便）するものとする。（キに掲げる書類については、郵送に代えて上記２の⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。）

また、地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、令和２年11月２日以降、次のホームページアドレスから入手することができる。

https://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html

⑵　申請書の提出方法　インターネットにより申請する場合は、上記２の⑴に掲げるアドレスにアクセスし、上記３の⑴において作成した申請用データを、上記３の⑴において入手したパスワードを入力のうえ送信する。ただし、添付書類として、建設工事契約の場合にあっては、以下に掲げる①のエの書類、イのただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を受付期間内に別記３に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、上記２の⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

なお、経常共同企業体等複数の者のインターネットによる申請はできないので、この場合は郵送による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が下記９の⑶の①から⑤に示す合併新設会社等で合併後５年未満の場合には、以下に掲げる①のキの書類を本社（店）が所在する別記１に掲げる「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に郵送により提出すること。

郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する別記１に掲げる「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に郵送により提出する（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

①　建設工事契約

ア　営業所一覧表

イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年１月31日付け国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

ウ　業態調書

エ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）

オ　共同企業体等調書（経常共同企業体）

カ　共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）

キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

ク　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ　行政書士等による代理申請による場合には委任状

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　財務諸表類

オ　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

カ　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

キ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）

ク　行政書士等による代理申請による場合には委任状

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。